

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊帯広駐屯地
第 3 7 4 会計隊長 依田 誠一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
4LXK1AG10920		4MK01AG1092 0001				G1054				
品名 または 件名										
小型無人機対処器材返送修補役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊帯広駐屯地				帯広駐業 司令職務室 藤井曹長 2 3 2 4						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
帯広駐屯地飛行場地区				令和7年3月31日（月）						

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
陸上自衛隊 第 3 7 4 会計隊 契約班
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和6年12月16日（月）11時45分 司令部庁舎 3 階多目的室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告に示す等級を有し、かつ北海道地域に有効な競争参加資格を有する者であること（資格審査結果通知書（写）を入札時に必ず提出すること）。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除とする。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札書に記名がない場合又は品名、数量金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者のした入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

- (1) 契約書は作成する。但し、契約金額が50万円を超えない場合は作成を省略できる。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

5 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、抽籤により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 郵便入札

- (1) 件名を記載した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）とともに封筒に入れ、確実に、書留郵便（簡易書留可）等、追跡が出来る手段にて入札日の前日（閉庁日を除く）の15時までに必着させるとともに、確実に、郵便によることを電話にて、入札担当者に連絡すること。
- (2) 再度入札の場合、再度入札日の前日（閉庁日を除く）の17時までに必着させること。
- (3) 事前に入札書を持参する場合は、郵便入札として取扱う。
- (4) 提出先は第7項（5）のとおりとし、確実に電話にて、到達の確認をすること。

7 その他

- (1) 再度入札の必要が生じた場合は、直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は、日時場所を設定し後日執行する。
- (2) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書の作成を省略する場合は、落札決定を通知したときとする。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、入札開始時刻までに委任状を提出すること。
- (4) 入札に参加する者は、「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ下記の文面を記載すること。

当社（個人の場合「私」、団体の場合「当団体」）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

- (5) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒080-8639 帯広市南町南7線31番地
陸上自衛隊帯広駐屯地 第374会計隊 契約班 担当：関
TEL 0155-48-5121 内線 2861
FAX 0155-48-2786（直通）
仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊帯広駐屯地 帯広駐屯地業務隊司令職務室 担当：藤井
TEL 0155-48-5121 内線 2324

8 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所
帯広商工会議所、帯広駐屯地会計隊、鹿追駐屯地会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間
令和6年11月29日～令和6年12月16日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書：	G 1 0 5 4
要 求 部 隊：	業 務 隊 補 給 科
作 成 者：	内 野 和 香 菜
作 成 日：	令 和 6 年 11 月 25 日

仕 様 書

- 1 適用範囲
- 小型無人機対処器材 返送修補役務
- 2 対象車種
- 監視装置 MM 2
- 3 数量
- 一式
- 4 内容
- バッテリー交換及びソフトウェアの再インストール
- 5 作業実施場所
- 請負業者の指定場所
- 6 一般事項
- (1) 細部調整は、請負業者が事前に官側へ連絡し実施することとする。

(2) 本仕様書に明記のないとき、又は疑いを生じたときは、すべて官側と協議し指示を受けるものとする。

(3) 本件に起因して発生した事故等は、請負業者の責任とし官側に損害を与えた場合には、請負業者の負担により速やかに復旧又は保証する。
- 7 その他
- (1) 対象器材は官側で取外した後、請負業者へ発送。修理完了後の取付も官側で実施。

(2) 官側連絡先

陸上自衛隊帯広駐屯地 司令職務室

電話：0155-48-5121(内線2324) 担当者：藤井

市 場 価 格 調 査 依 頼

令和6年11月29日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊帯広駐屯地
第374会計隊長 依田 誠一
TEL 0155-48-5121 内線2861
FAX 0155-48-2786
担当 関

No.	品 名	規 格	単位	数量	単価	金額
1	小型無人機対処器 材返送修補役務	仕様書のとおり	ST	1		

- ※ 価格調査は消費税抜きの価格を記載して下さい。
- ※ 提出期限：令和6年12月12日（会計隊までFAXでの回答）まで御願い致します。

業 者 名
